

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成25年11月15日京都市条例第58号）（建設局土木管理部自転車政策課）

1 市民にとってより分かりやすい運用を実現するため、本市が道路法第2条第2項に規定する道路の附属物として設置する自転車及び原動機付自転車の駐車の用に供する駐車場において行ってきた、学生及び障害者の自転車の定期駐車券に係る利用料金（山科駅自転車等駐車場にあっては、駐車料金。以下同じ。）の上限額を、これら以外の者より低廉な額とする運用について、条例に制定することとしました。

2 次のいずれかに該当する者に対して交付される自転車の定期駐車券に係る利用料金の上限額を2,500円に設定することとしました。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

(2) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(3) 京都市乗合自動車旅客運賃条例第11条第2号又は京都市高速鉄道旅客運賃条例第9条第1項第2号に規定する養護児童

3 原動機付自転車の定期駐車券に係る利用料金の上限額の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

区 分	現 行	改 正 案
原 動 機 付 自 転 車	5,500円	4,500円

4 その他規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大 作

京都市条例第58号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「に規定する回数券」を「の回数券」に、「に規定する定期駐車券」を「の定期駐車券」に改め、同条第3項中「に規定する回数券」を「の回数券」に、「に規定する定期駐車券」を「の定期駐車券」に改め、「において」の右に「，利用の態様，近傍類似の施設の利用率との均衡等を考慮して」を加える。

第9条第1項中「，必要があると認めるときは」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 自転車 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア イに掲げる者以外の者 2,700円

イ 次のいずれかに該当する者 2,500円

(ア) 学校教育法第1条に規定する学校，同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

(イ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(エ) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(オ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

(カ) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(キ) 京都市乗合自動車旅客運賃条例第11条第2号又は京都市高速鉄道旅客運賃条例第9条第1項第2号に規定する養護児童

第9条第3項第2号中「5,500円」を「4,500円」に改め、同条第4項中「おいて」の右に「,利用の態様,近傍類似の施設の利用料との均衡等を考慮して」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)